

Português

INFORMAÇÕES ÚTEIS

外国語情報コーナー

English

USEFUL INFORMATION

セアカゴケグモに注意してください

日本語記事は9ページにあります。

Cuidado com a aranha venenosa viúva negra

A presença destas aranhas venenosas foi confirmada em várias localidades da província. A fêmea adulta mede de 0.7 a 1.0 cm, tem o corpo de cor negra brilhante e tem uma marca vermelha bem visível nas costas. O aracnídeo se reproduz durante todo o ano mas sua presença se nota mais entre os meses mais quentes entre abril e outubro. Caso encontre alguma, não tente apanhá-la com as mãos desprotegidas e tome muito cuidado pra não tocá-la. Para exterminá-la, utilize inseticida de uso doméstico (derivado de piretroide) ou elimine-a pisando ou atirando sobre ela

água fervente, etc. Caso seja picado, ir diretamente ao hospital para consultar-se.

• Para mais informações, consulte a home page do Ministério do Meio Ambiente:

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention.html>

▶ **Informações:** Departamento de Meio Ambiente.

Encarregado de proteção ao meio ambiente (Tel: 95-9154)

Caution! Keep Away from a Poisonous Redback Spider

Poisonous redback spiders were discovered in several areas in Aichi prefecture. The adult female redback has a body from 0.7 to 1 centimeter long. The body is shine black with the outstanding red vertical stripes on the back side of its belly. Recently redback spiders have been appeared through the year. The outbreak is seen from April to October when it becomes warmer. If you find them, never touch them with your bare hand. In getting rid of redback spiders, pouring insecticides (pyrethroid) or hot water on them, and stamping them are effective. If you get a bite, immediately see the doctor.

• Refer to the website of the Ministry of the Environment for the further detail.

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention.html>

▶ **Inquiries:** Environmental conservation section in environment department (Tel: 95-0154)

6月の無料相談

※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

〇〇市役所 市民相談コーナー〇〇

▷とこ 市役所2階南西側の市民相談コーナー

※不動産相談については、市役所2階 打合せ室南で行っています。

相談ごと	とき	問合せ
外国人相談 (ポルトガル語の通訳など)	月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時	外国人相談コーナー (内線159)
市民相談 (市役所での手続きなど一般相談)	毎週月・火・木・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー (☎83-1111 内線204) または市民課 (☎95-0152)
司法書士相談 (金銭問題、相続等) (要予約)	毎月第2・第4火曜日 午後2時30分～4時45分	
行政相談	第2・第4水曜日 午後1時～4時	
不動産相談	第2火曜日 午後1時～4時	建築課 (☎95-0156)
消費生活相談 (消費者のトラブル相談など)	毎週月・水・木・金曜日 午後1時～4時(受付は午後3時30分まで)	消費生活センター (経済課 ☎95-0195)
労働相談(要予約)	毎月第3木曜日 午後1時～4時	経済課 (☎95-0125)

〇〇各種専門分野 相談コーナー〇〇

市では、税務全般、教育・子育て支援、障がい福祉など専門的な分野の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	とき	ところ	問合せ
税務相談	6月20日(水) 午前9時～正午	市役所 2階 打合せ室②南	税務課 市民係 (☎95-0116)
教育相談	毎月第1・第3金曜日 午後1時～3時	市役所 2階 第4相談室	学校教育課 (☎95-0136)
児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所 2階 第5相談室	子ども課 (☎95-0120)
手話相談 (聴覚障がい者)	毎週火・木曜日 午前9時～正午	市役所 1階 福祉課窓口	福祉課 障がい福祉係 (FAX 83-1141)
女性悩み ごと相談	毎月第2・第4木曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市役所 3階 協働推進課	協働推進課 協働人権係 (☎95-0144)
D V 相談	市役所開庁時間内		

※詳しくは、担当課までお問合せください。

※法律相談は毎月1日(休日を除く)の午前8時30分から予約してください

〇〇福祉の里ハツ田 相談コーナー〇〇

▷予約・問合せ 社会福祉協議会(☎82-8833)

心配ごと相談・人権相談	第1・3火曜日	午後1時～4時
交通事故相談(要予約)	毎月第2火曜日	午後1時～4時
弁護士による法律相談(要予約)	毎月第2・4木曜日	午後1時～4時

結婚相談	毎週火曜日	午後1時～4時
生活困窮相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分



このコーナーでは、県内の消費生活相談に寄せられた相談事例等をご紹介します。

【相談内容】 宅地建物取引業の免許を持つ業者から、電話で何度も、昔両親が400万円で購入した雑木林の売却を持ちかけられた。断つたが「約5千万円買い取る」と言われ根負けし、会って話を聞いた。「他の土地と一緒に購入すれば節税になる」「購入費用は後で返す」等と説明され、よく分からなかったが、買い手のつかない土地が売れるならと思い、約400万円支払って契約書にサインした。しかし、いつまでも購入費用は返金されず、業者は電話に出ない。契約書を確認すると、雑木林を1200万円で売り、原野を1600万円で購入する契約となっていた。

【アドバイス】 過去に原野商法(値上りの見込みがほとんどないような原野や山林等の土地を、将来値上がりするように偽って販売する手口)の被害に遭った人や、それらの土地を相続した人に、「土地を高く買い取る」と持ち掛け、言葉巧みに売却額より高い値段の新たな土地も一緒に購入させる二次被害の相談が見られます。「土地を買い取る」「お金は後で返す」などと言われても、きっぱりと断り、絶対にお金を支払わないようにしましょう。宅地建物取引業の免許があっても、悪質な勧誘を行う業者もいるので、注意が必要です。一度お金を支払ってしまうと、取り戻すのは困難です。不審な点を感じたら、消費生活センター等にご相談ください。

■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

【知立市消費生活センター】 毎週月・水・木・金曜日:午後1時～4時(受付は午後3時30分まで) ▶☎95-0195

【愛知県消費生活総合センター】 月～金曜日:午前9時～午後4時30分、土・日曜日:午前9時～午後4時 ▶☎052(962)0999